

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和7年1月16日

1 申請のあった年月日 令和7年1月7日

2 特定添付書類に記載された事項

(1) 法人名

特定非営利活動法人miraito

(2) 目的

この法人は、地域社会において、発達障害や精神障害、LGBTQ+、不登校、引きこもり、貧困など多様な背景や特性を持つ子ども若者が、自分らしく成長し、社会と共に学び合いながら主体的に生きる力を育むことを支援し、もってすべての人々が多様性を喜び合える寛容な地域社会の形成に寄与することを目的とする。